事　務　連　絡
平成２０年３月２８日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

平成20年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の制定等について」（平成20年３月５日保発第0305003号）、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年３月５日保医発第0305001号）、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年３月５日保医発第0305002号）、「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年３月５日保医発第0305003号）、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年３月５日保医発第0305005号）、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成20年３月５日保医発第0305006号）、「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成20年３月５日保医発第0305007号）、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年３月５日保医発第0305008号）及び「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（平成20年３月５日保医発第0305010号）について、それぞれ別紙１から別紙９までのとおり訂正するので、その取り扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

別紙１

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の制定等について」
（平成20年３月５日保発第0305003号）

第２　訪問看護基本療養費について

３　訪問看護基本療養費(Ⅲ)は、指定訪問看護を受けようとする者であって、居住系施設入居者等に対して、その主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。）が交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が当該指示書に記載された有効期間内(６か月を限度とする。)に行った指定訪問看護について、利用者一人につき週３日を限度として算定すること。ただし、基準告示第２の１に規定する疾病等の利用者については、週４日以上算定でき、この場合において、週４日以降の日については、訪問看護基本療養費(Ⅲ)の(１)(二)又は(２)(二)の所定額を算定すること。

ここにいう居住系施設入居者等とは、次に掲げる利用者いう。

ア　次に掲げるいずれかの施設に入居又は入所している利用者

①　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム（⑤に規定する~~特定~~施設を除く。）

②　同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム（⑤に規定する~~特定~~施設を除く。）

③　同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム（⑤に規定する~~特定~~施設を除く。）

④　老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム

⑤　特定施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第１項に規定する指定特定施設、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第１項に規定する指定地域密着型特定施設及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年３月14日厚生労働省令第35号）第230条第１項に規定する指定介護予防特定施設に限り~~介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第11項に規定する特定施設及び同条第19項に規定する地域密着型特定施設のことをいい~~、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準~~(平成11年厚生省令第37号)~~第192条の２に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護~~を受けている利用者が入居する施設を含む。）~~及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている利用者が入居する施設を含む。）

⑥　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第３条第６号に規定する高齢者専用賃貸住宅（⑤に規定する~~特定~~施設を除く。）

イ　次に掲げるいずれかのサービスを受けている利用者

①　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第９項に規定する短期入所生活介護

②　介護保険法第８条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準~~（平成18年厚生労働省令第34号）~~第63条第５項に規定する宿泊サービスに限る。）

③　介護保険法第８条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護

④　介護保険法第８条の２第９項に規定する介護予防短期入所生活介護

⑤　介護保険法第８条の２第16項に規定する介護予防型小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型

介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第５項に規定する宿泊サービスに限る。）

⑥　介護保険法第８条の２第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

８（２）　緊急~~時~~訪問看護加算に係る緊急訪問看護を行った場合は、速やかに主治医に利用者の病状等を報告するとともに、必要な場合は特別指示書の交付を受け、訪問看護計画について見直しを行うこと。

第３　訪問看護管理療養費について

４（１）　退院時共同指導加算は、指定訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保険医療機関に入院中又は介護老人保健施設に入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当該訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該主治医又はその所属する保険医療機関又は介護老人保健施設（当該指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）の職員とともに、当該指定訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の指定訪問看護の実施時に１回に限り訪問看護管理療養費のイ~~又はハ~~の所定額に加算すること。ただし、基準告示第２の１に規定する疾病等の利用者及び同告示第２の４に規定する状態等にある利用者については２回に限り加算ができる。（複数日に指導を実施した場合に限る。）この場合、当該２回の加算は初日の指定訪問看護の実施日に加算する。

なお、訪問看護管理療養費を算定する月の前月に退院時共同指導を行った場合においても算定できること。

第５　後期高齢者終末期相談支援療養費について

３　利用者~~者~~の十分な理解が得られない場合又は利用者の意思が確認できない場合は、算定の対象とならない。また、利用者の自発的な意思を尊重し、終末期と判断した利用者であるからといって、利用者に意思の決定を迫ってはならないこと。

５　時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更、生活の変化に応じて、また利用者の意思が変化するものであることに留意して、その都度説明し利用者の十分な理解を得ること。ただし、変更があった際の~~文章~~文書等の作成に係る費用については所定点数に含まれ別に算定できない。